

第 18 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 26 年 2 月 28 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第18回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議員辞職及び選挙結果の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
提出議案の上程及び提案理由説明	5
第1号議案の審議の宣告	7
事務局長の議案概要説明	7
第1号議案の質疑、討論、採決	8
第2号議案の審議の宣告	8
事務局長の議案概要説明	8
第2号議案の質疑、討論、採決	10
第3号議案の審議の宣告	10
事務局長の議案概要説明	10
第3号議案の質疑、討論、採決	11
第4号議案の審議の宣告	12
事務局長の議案概要説明	12
第4号議案の質疑、討論、採決	13
第5号議案の審議の宣告	14
事務局長の議案概要説明	14
第5号議案の質疑、討論、採決	15
第6号議案の審議の宣告	16
事務局長の議案概要説明	16
第6号議案の質疑、討論、採決	20
広域連合長の閉会挨拶	20
閉会の宣告	21

資 料

議案の送付について.....	22
議決一覧.....	23

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成26年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第18回定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月14日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成26年2月28日（金）
午後2時
- 2 場 所 高知市本町4-1-32
こうち勤労センター
4階 研修室

議 員 席 次

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 板原 啓文 君 | 2 番 岩崎 憲郎 君 | 3 番 塩田 始 君 |
| 4 番 白木 一嘉 君 | 5 番 山本 茂夫 君 | 6 番 山根 堂宏 君 |
| 7 番 木下 清 君 | 8 番 村田 秀作 君 | 9 番 朝倉 慧 君 |
| 10番 都築 正光 君 | | |

議事日程

平成26年2月28日 午後2時開議

- 第1 新議員の議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 提出議案の提案理由説明
- 第5 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例
基金条例の一部を改正する条例議案
- 第6 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例議案
- 第7 第3号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第8 第4号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算
- 第9 第5号議案 平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第10 第6号議案 平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

出席議員

1番	板原 啓文 君	2番	岩崎 憲郎 君	3番	塩田 始 君
4番	白木 一嘉 君	5番	山本 茂夫 君	6番	山根 堂宏 君
7番	木下 清 君	8番	村田 秀作 君	9番	朝倉 慧 君
10番	都築 正光 君				

欠席議員

なし

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也 君		
副広域連合長	有岡 正幹 君	橋詰 壽人 君	
代表監査委員	吉本 雅史 君		
会計管理者	宇都宮孝志 君		
事務局長	伊藤 博昭 君		

議会事務局職員出席者

事務局次長	松田 由紀 君		
書記	小松 充 君	山崎 和幸 君	桑野さとみ 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長	小笠原正明 君		
事業課課長補佐	村田 憲司 君	谷脇 昌子 君	

◎開会の宣告

○議長（山根堂宏君） ただいまより、平成26年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第18回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後1時58分 開会

◎議員辞職及び選挙結果の報告

○議長（山根堂宏君） まず、議員の改選の報告をいたします。

昨年11月1日に宿毛市議会の中平富宏議員及び室戸市議会の林竹松議員が当広域連合議会議員を辞職され、その後の選挙により四万十市議会の白木一嘉議長及び香南市議会の山本茂夫議長が当選され、新議員となりました。

また、昨年10月15日より欠員となっております、町村議会議員区分につきましては、大豊町議会の都築正光議長が選挙により当選され、新議員となりましたのでご報告いたします。

◎議事日程の報告

○議長（山根堂宏君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと、認めます。

よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎新議員の議席の指定

○議長（山根堂宏君） これより日程に入ります。まず、日程第1、新議員の議席の指定を行います。

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第3条に基づき、新たに議員となりました白木一嘉議員の議席は議席番号4番、同じく山本茂夫議員の議席は議席番号5番、同じく都築正光議員の議席は議席番号10番に指定をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、5番山本茂夫議員、8番村田秀作議員のお二人の方をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

◎会期の決定

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第3、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月28日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（山根堂宏君） それでは、これより、日程第4、提出議案の提案理由説明に入ります。

第1号議案から第6号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（山根堂宏君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、第18回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ち、後期高齢者医療制度の現況等につきまして、国の動向等を含めましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の発足から制度廃止を含め様々な議論がなされてきましたが、昨年8月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書では、「この制度は、現在では十分定着している。今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である。」と報告されています。

また、この報告内容をベースとした、これからの社会保障制度改革の内容と手順を定めた、いわゆる社会保障制度改革プログラム法案が、昨年12月の臨時国会の審議を経て成立したところです。

後期高齢者医療制度は、このプログラム法に基づき、必要な改善などを行いながら存続していくものと考えられますが、国民健康保険制度における保険者の広域化や、低所得者の方々にかかる保険料負担の軽減の課題など、様々な項目が改革事項に掲げられて

います。

当広域連合では、今後の国の議論を十分に注視しながら、高齢者をはじめ全ての国民の皆様が必要な医療を適切に受けられるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会等と連携し、国に対し積極的に意見を述べてまいります。

当広域連合としては、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるように本制度の円滑な運営に努めていく必要がありますので、今定例会において今後の保険財政の健全性の確保を図るため、平成26年度及び平成27年度に適用する保険料率を定める条例改正議案をご提案しております。

前回の保険料率の改定では、約10パーセントの料率引き上げとなりましたが、今回は医療費の伸びが従前と較べて鈍化していること、また、現在見込まれている剰余金を活用することで保険料率は据え置きとしています。

一方で、将来見通しでは、後期高齢者数の増加や医療費の上昇に伴い、保険料率の引き上げは避けられない状況になるものと考えられますので、医療費増加の抑制策等にも取り組んでいくことが必要となります。

そのため、平成26年度は、被保険者の健康づくりの推進に向けて、健康診査の受診率向上を重点課題として取り組んでまいります。

以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回提案しました議案は、条例議案2件、予算議案4件であります。

第1号議案の後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案につきましては、制度の円滑な定着のための特例措置であります、所得の少ない被保険者の方々等に対する保険料の軽減措置の延長に必要な条例の改正を行うものです。

第2号議案の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、保険給付費が増大する中で保険財政の均衡を図るために、平成26年度及び平成27年度の保険料率を定めるとともに、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額の改定などを行うものです。

第3号議案の平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれから900万円を減額し、総額を7,930万7千円とするものです。

第4号議案の平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、療養給付費が当初より少なくなることが見込まれることなどから、歳入歳出それぞれ50億1,590万円を減額し、総額を1,328億990万9千円とするものです。

第5号議案の平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連する予算編成であり、当初予算の規模は対前年度当初比で3,423万9千円減の5,230万9千円となっております。

第6号議案の平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者の医療費に係る保険給付に関連する予算編成であり、当初予算の規模は、現在の医療費の状況を基にした見込みなどから、対前年度当初比で32億4,500万円減の1,326億6千万円となっております。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、適切なお決定をお願いいたします。

◎第1号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） どうもありがとうございました。

つづきまして、日程第5、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の概要説明

○議長（山根堂宏君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） それでは、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案についてご説明をいたします。

第18回定例会議案及び説明書の1ページ及び第18回定例会説明資料の5ページをお願いします。

この条例の規定により設置されております後期高齢者医療制度臨時特例基金は、定例会説明資料5ページの左下の図で表しておりますが、制度を円滑に施行するために、法令で定められました被保険者均等割りの7割軽減を9割軽減へ拡充するなど、所得の少ない被保険者及び、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対し、特例措置により実施されています保険料の軽減に必要な財源として、国から交付されます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てるために設置されている基金でございます。

この特例の保険料軽減は、保険料を軽減することにより、減収となる保険料相当分を、国が負担をするために、毎年度、必要な財源を予算措置することにより実施することが決められておりますが、来年度も、国において予算措置がされることとなっております。

このため、条例の附則第2条で定めております、条例の設置期限を、この軽減の延長措置に対応いたしまして、平成26年3月31日から平成27年3月31日へ、1年間延長する改正を行うものでございます。

なお、合わせまして第6条において、「均等割額」を「被保険者均等割額」への字句修正を行うものでございます。

以上でございます。

◎第1議案の質疑、討論、採決

- 議長（山根堂宏君） それでは、これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（山根堂宏君） 質疑がないようでございますので、これにて、質疑は終了いたします。

- 議長（山根堂宏君） つづきまして、討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。
これより、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。
第1号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。
よって、第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
-

◎第2号議案の審議の宣告

- 議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第6、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。
書記の朗読は省略いたします。
-

◎事務局長の概要説明

- 議長（山根堂宏君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明をいたします。

議案及び説明書の2ページ及び定例会説明資料の6ページをお開きください。

この議案は、平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料率を定めるとともに、賦課限度額等について改正を行うものでございます。

定例会説明資料6ページの新旧対照表の方でご説明をさせていただきます。

左が改正案で、右が現在の条文で、改正する部分を下線で示しております。

まず第5条第2項と次のページの第14条第3項、第22条第3項の改正は、保険料の賦課額の端数処理方法を、現在の1円未満切り捨てとしているものを、市町村の事務処理の効率化などを図るため、100円未満切り捨てとするものでございます。

第7条第2項及び第10条、また附則第5条第7項の「均等割額」の改定は、正確な用語であります「被保険者均等割額」に字句の修正をするものでございます。

第9条及び第10条は、後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに保険財政の均衡を保てるように見直すこととされていることから、平成26年度、27年度の保険料率を定めるものでございます。

広域連合が負担いたします保険給付費は、これまでの医療給付費の状況などを基に推計した結果、医療の高度化や、被保険者の年齢構成の高齢化などにより、今後とも増加するものの、以前と比べ伸び率は鈍化しており、保険料設定の前提となる平成26年度及び平成27年度の2か年の保険給付費等の費用額の総額は、約2,674億円になると見込んでおります。

一方、これに対します、国・県・市町村の負担金や支払基金からの交付金などの収入額は、約2,436億円と見込まれ、これまでの剰余金26億円の活用と合わせ、約212億円が保険料として被保険者の方々に負担していただく額となると見込んでおります。

この額を基に、財政の均衡を保つために必要な保険料率を算出した結果、現行の所得割率10.35%及び被保険者均等割額51,793円とも据え置くこととしたところでございます。

次に、第11条は、保険料の賦課限度額を、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に合わせ、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るため、55万円から57万円に引き上げるものでございます。

次に、第15条第1項第2号及び第3号は、所得の少ない方の保険料負担の軽減を図るため、これも高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に合わせ、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象者の要件の拡充を行うものでございます。

以上でございます。

◎第2議案の質疑、討論、採決

- 議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。
質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（山根堂宏君） 質疑がないようでございますので、これにて、質疑は終了いたします。

- 議長（山根堂宏君） つづきまして、第2号議案について討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（山根堂宏君） 討論がないようでございますので、討論は終了いたします。
これより、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。
第2号議案について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。
よって、第2号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第3号議案の審議の宣告

- 議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第7、第3号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議します。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（山根堂宏君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

- 議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

- 事務局長（伊藤博昭君） 第3号議案、平成25年度後期高齢者医療広域連合一般会

計補正予算についてご説明をさせていただきます。

議案及び説明書の3ページをお願いいたします。

今回の一般会計の補正予算案は、歳入歳出それぞれ900万円を減額するもので、補正後の総額は、それぞれ7,930万7千円となります。

次に12ページをお願いいたします。

まず歳出からご説明をさせていただきます。総務管理費の一般管理費ですが、総務課職員人件費の実績が、当初予算より少なくなる見込みとなったことによる、派遣元市町村への人件費負担金の減額でございまして、900万円の減額となっております。

次に少し戻っていただいきまして9ページをお願いします。

歳入ですが、市町村負担金の1,390万7千円の減額は、先ほどの人件費負担金の減額と、預金利子などのその他の収入が増額となったことから主な財源でございまして市町村負担金を減額するものでございます。

次に10ページをお願いします。

財政調整基金繰入金の175万7千円の増額は、前年度の一般会計の剰余金を基金に積み立てていたものを全額取り崩して、一般会計における事務費に充て、市町村負担金の軽減を図るものでございます。

次に11ページをお願いします。

諸収入の連合預金利子の315万円の増額は、普通預金及び定期預金の利息収入が見込まれることによるものでございます。

以上が平成25年度一般会計補正予算の概要でございまして。

よろしくをお願いいたします。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑がないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） つづきまして、第3号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第3号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正

予算を採決いたします。

第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第4号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第8、第4号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君） では議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第4号議案、平成25年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明をいたします。

議案及び説明書の13ページをお願いします。

この補正予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ50億1,590万円を減額し、歳入歳出予算総額を1,328億990万9千円とするものですが、これは、主に、保険給付費を、今年度これまでの実績に基づき減額するものでございます。

補正内容について説明させていただきますが、24ページをお願いします。

まず、歳出についてご説明いたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の派遣職員人件費負担金の350万円の減額は、市町村から派遣されております事業課職員14名の給与の実績見込みによりまして、市町村への負担金が減額となるものでございます。

次に25ページをお願いします。

2款、保険給付費につきましては、被保険者の増加や、医療の高度化に伴う1人あたり給付費の増加などにより、当初予算では、前年度より2.8%の伸びを見込んでおりましたが、一人当たり医療給付費の伸び率が鈍化していることもあり、今年度3月診療から11月診療までの給付実績などに基づき、当初見込みを下回り不用が発生すると見込まれるものにつきましては減額を行い、一方で、見込み以上に給付が

増加し、不足すると見込まれるものについては、増額を行うものでございます。

1 項、療養諸費では、1 目、療養給付費を 48 億 340 万円、3 目、療養費を 2,510 万円減額し、2 目、訪問看護療養費につきましては 3,000 万円増額するとともに、2 項、高額療養費では、1 目、高額療養費を 2 億 2,650 万円減額し、2 目、高額介護合算療養費を 500 万円増額いたします。

また、26 ページの 3 項、その他医療給付費の葬祭費については、540 万円の増額を行うものでございます。

次に 27 ページをお願いします。

4 款、1 項、1 目、特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、1 件 400 万円を超える高額の医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施しております、全国の広域連合が共同で負担する仕組みであります特別高額医療費共同事業に対する拠出金で、拠出額は、それぞれの広域連合の交付額の全国に占める割合の実績により算出されますが、本県への交付額が大きく増加したことから、拠出額が増額となり、不足する 220 万円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

少し戻っていただいて 19 ページをお願いします。

1 款、市町村支出金、1 項、市町村負担金のうち、1 目、事務費負担金につきましては、後期高齢者医療の資格管理・賦課・給付業務を行う事業課職員の人件費が、実績見込みから減額となることに伴い、財源である市町村からの負担金を 350 万円減額するものでございます。

2 目、保険料負担金につきましては、所得の低い被保険者に対して、保険料均等割額の 7 割、5 割、2 割軽減などの軽減措置を行ったことによる減収について、市町村からの基盤安定負担金により補填をする仕組みとなっておりますが、軽減額が確定したことに伴い、負担金を 2,170 万円減額するものでございます。

次の 3 目、療養給付費負担金、また 20 ページの 2 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、1 目の療養給付費負担金とその下の、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金、21 ページの 3 款、県支出金、1 項、県負担金、1 目、療養給付費負担金、22 ページの 4 款、支払基金交付金の 1 目、後期高齢者交付金につきましては、それぞれ保険給付費に対し、国や県などがルールとして一定割合を負担又は交付をしているものでございまして、保険給付費が減額となることから、これらの負担金等についても合わせて減額するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

◎第 4 号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑がないようですので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） つづきまして、第4号議案について討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第4号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

第4号議案について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第5号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第9、第5号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君） では、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第5号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の29ページをお願いします。

平成26年度の当初予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ5,230万9千円で、今年度と比較し、保険料の不均一賦課が終了したことなどにより3,423万9千円の減となっております。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は、1千万円としています。

35 ページをお願いします。

まず歳入につきましてご説明をいたします。

1 款、分担金及び負担金の 1 項、1 目、市町村負担金は、事務局長及び総務課職員の人件費を始めとした一般管理費や議会費などを賄うための市町村からの負担金でございます。

次に、41 ページをお願いします。

歳出について主なものをご説明いたします。

1 款、議会費は、広域連合議会を開催するための経費で、63 万 9 千円を計上しております。

次に、42 ページをお願いします。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目の一般管理費は、事務局の総務部門を運営する経費でございまして、主なものは、19 節、負担金、補助及び交付金の事務局長および総務課の職員合わせて 5 名分の、派遣元である県や市町村への人件費負担金が 3,500 万円、14 節、使用料及び賃借料の当広域連合事務所賃借料の 244 万 5 千円などでございます。

また、13 節、委託料の新財務会計システム導入委託料及び新財務会計システムハードウェア保守委託料は、平成 19 年度に導入しました現在の財務会計システムの保守期間が満了することに伴い、新財務会計システムの導入に関する経費でございます。

18 節、備品購入費につきましては、同じく新財務会計システムの導入に必要なサーバなどの機器購入費として、102 万 6 千円を計上しております。

平成 26 年度一般会計予算の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

◎第 5 号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑はないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） つづきまして、第 5 号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第5号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第6号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第10、第6号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君） では議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第6号議案、平成26年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の51ページをお願いします。

まず、歳入歳出の総額は、第1条のとおり、1,326億6,000万円でございます。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は30億円としております。

58ページをお願いします。

平成26年度歳入歳出予算は、被保険者の健康づくりを推進するために、健康審査の受診率向上を図ることとしていることから、5款、保健事業費を、1億191万6千円の増としたことや、低所得者への保険料の軽減措置として、国から交付される臨時特例基金交付金につきまして、これまでは前年度末に交付を受けていたものが、平成26年度は、当該年度に交付されることとなり、交付金の基金への積立てを、前年度2月補正予算で行っていたものを、当初予算に変更したことから、6款、基金積立金が8億7,920万円の増となりましたが、2款、保険給付費が、給付見込みよ

り、41億8,699万5千円の減額となり、歳入歳出合計は、それぞれ前年度と比較し、32億4,500万円の減額となっております。

それでは歳入歳出予算の内容についてご説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。

67ページをお願いいたします。

1款、総務費につきましては、医療費の保険給付を行うための、被保険者の資格管理、保険料賦課、給付などの事務的経費で、消費税増税の影響や、派遣職員のうち特別会計の対象となる職員の増員を予定していることから、前年度より1,535万7千円多い、3億1,577万1千円を計上しております。

主なものとしまして、12節、役務費の通信運搬費は、被保険者への医療費通知や高額療養費などの支給決定通知の郵便料の経費として、3,355万1千円を、また、レセプト点検に必要な、レセプトの画像処理の手数料として1,260万4千円、交通事故など第三者が原因となって発生した医療費の求償事務に要する国保連合会への手数料として1,844万4千円を計上しております。

13節、委託料は、被保険者の資格管理や保険料の賦課などの事務に使用しております電算処理システム関係の経費として、システムの機能強化や不具合への対応などの運用等委託料として2,824万2千円を、また、次のページとなりますが、電算処理システムに使用しています機器などの保守等委託料2,196万8千円を計上しております。

次のレセプト点検等委託料は、医療機関からの診療報酬の請求内容や被保険者資格が適正かどうかの点検や、国の特別調整交付金の申請のために必要な結核・精神に係る該当レセプトの把握と抽出のための委託料で、4,239万円を計上しております。

69ページをお願いします。

19節の、派遣職員人件費負担金は、事業部門の職員15名の派遣元市町村への人件費分として、9,750万円を計上しております。

70ページをお願いします。

2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払います療養給付費や、柔道整復やコルセットなどの現金給付のための療養費や、国保連合会への審査支払手数料などで、1人あたり医療給付費や、被保険者数の伸びが鈍化したことから、前年度と比べ41億2,054万9千円減となる1,250億4,056万2千円を計上しております。

71ページをお願いします。

2項、1目の高額療養費につきましては、1ヶ月の自己負担が所得に応じた一定の限度額を超えた部分について支給するもので、57億9,229万6千円を計上しております。

2目、高額介護合算療養費は、高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が、一定の限度額を超えた部分について支給するもので、1億2,023万9千円を計上しております。

3項、その他医療給付費のうち、1目、葬祭費は、1件あたり3万円の支給をし

ておりまして、2億1,702万円を計上しております。

72ページをお願いします。

3款、1項、1目の財政安定化基金拠出金、5,787万1千円は、保険料の収納不足や、予想を上回る給付の増大による財政赤字に対応するため、高知県に設置されています基金に、国、県、広域連合が保険給付費の0.044%をそれぞれ拠出するもので、国がこれまでの全国各広域連合の財政状況に基づき来年度以降の拠出率を0.09%から見直したことに伴い、6,205万4千円の減となっております。

73ページをお願いします。

4款、1項のうち、1目の特別高額医療費共同事業拠出金3,007万8千円につきましては、1件400万円を超える高額な医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施しています、全国の広域連合が共同で負担する仕組みである特別高額医療費共同事業に対する拠出金でございます。

74ページをお願いします。

5款、保健事業費の1項、1目、健康診査費1億3,039万9千円は、被保険者の健康診査を市町村に委託して実施していただく経費と、国保連合会に委託して行います医療機関等へ健診費用の支払事務等に要する経費でございます。

本県は、平成24年度で全国第2位の高医療費県となっていることから、被保険者の健康づくりが非常に重要な課題となっておりますが、健康診査の受診状況は、現在まで健診の周知があまり行われていなかったこともあり、全国と比べ低い状況となっております。

このため、来年度におきましては、被保険者へ受診を積極的に勧奨し、受診率の向上を図るため、現在は希望者のみ配布しておりました受診券を、対象者全員に配布することとしており、前年度と比べ1億191万6千円の増となっております。

2目、健康増進事業費4,000万円は、市町村が行います、健康教室や、はり、きゅう、マッサージ施術助成など被保険者の健康増進事業に対する補助金でございます。

75ページをお願いします。

6款、1項、1目、臨時特例基金積立金8億7,918万1千円は、後期高齢者医療制度を円滑に導入するために、特例として実施されています被保険者均等割の9割軽減や8.5割軽減などの保険料の軽減拡充対策の財源として、国から交付される臨時特例交付金や、その利息を基金に積み立てるものでございます。

この臨時特例交付金は、これまでは年度末に、翌年度の財源として交付を受けていたことから、例年、2月補正予算で基金への積み立てを行っていましたが、平成26年度は、当該年度分につきましては、その年度当初に交付を受けるよう、国の予算対応の変更があったことから、当初予算で計上したものでございます。

次に歳入について主なもののご説明をさせていただきます。

議案及び説明書を戻っていただいて59ページをお願いします。

1款、市町村支出金のうち、1項、1目の事務費負担金3億1,365万3千円は、特別会計で支出しています人件費などの事務費を賄うための市町村からの負担金で、

消費税の増税や、派遣職員の増により、対前年度と比べ 1,428 万 6 千円の増となっております。

2 目、保険料負担金 97 億 8,300 万 9 千円のうち、保険料負担金 69 億 4,542 万 4 千円は、市町村が徴収いたしました保険料を、広域連合へ納付するものでございます。

基盤安定負担金の 28 億 3,758 万 5 千円は、所得の低い方の保険料の軽減分として市町村が県負担金と合わせまして広域連合へ納付するものでございます。

3 目、療養給付費負担金は、自己負担割合が 9 割負担の方の保険給付費について、市町村が負担する 12 分の 1 の、105 億 5,860 万 4 千円を計上しております。

60 ページをお願いします。

2 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金のうち、1 目、療養給付費負担金 316 億 7,581 万 3 千円は、対象給付費に対して、国が負担する 12 分の 3 を計上しております。

2 目、高額医療費負担金は、レセプト 1 件あたり 80 万円を超える医療費について、その 4 分の 1 ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金分として、4 億 9,601 万 5 千円を計上しております。

次に、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金のうち、広域連合間の所得格差による保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、120 億 4,515 万 8 千円を計上しております。

また、特別調整交付金につきましては、結核・精神関係の給付費が、保険給付費に占める比率が高い場合などに交付されることとなっており、5 億 4,123 万 9 千円を計上しております。

5 目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 8 億 7,895 万 6 千円は、制度の円滑な運営のための保険料軽減対策の財源として国から交付されるものでございます。

61 ページをお願いいたします。

3 款、県支出金、1 項、県負担金、1 目、療養給付費負担金は、対象給付費の 12 分の 1 の、105 億 5,860 万 4 千円を、また、2 目、高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の 4 億 9,601 万 5 千円を計上しております。

62 ページをお願いいたします。

4 款、1 項、支払基金交付金の、1 目、後期高齢者交付金の 532 億 9,062 万 7 千円は、国保などの医療保険者が拠出いたしました後期高齢者支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じ、交付を受けるものでございます。

63 ページをお願いいたします。

5 款、特別高額医療費共同事業交付金の 2,482 万 8 千円は、レセプト 1 件あたり 400 万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付を受けるものでございます。

64 ページをお願いします。

6 款、1 項、基金繰入金、1 目、臨時特例基金繰入金につきましては、平成 26 年度における所得の低い方、及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減措置などの財源とするために、8 億 8,912 万 7 千円を計上しており、また 2 目、事業

運営基金繰入金 8 億 5,594 万 3 千円につきましては、保険料の上昇を抑えるための財源とするために基金から繰り入れるものでございます。

66 ページをお願いします。

8 款、諸収入、3 項、雑入、1 目、第三者納付金の 1 億 7,076 万 7 千円は、交通事故など第三者による怪我の治療などに要した医療費について損害賠償請求権に係る納付金を計上しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎第 6 号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑がないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） つづきまして、第 6 号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 6 号議案、平成 26 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

第 6 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第 6 号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（山根堂宏君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（山根堂宏君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、年度末の大変御多用の中、お集まりいただき、ご審議を賜りまして、全ての議案につきましてご決定を賜りまして、ありがとうございました。

先ほど提案説明でも申しましたとおり、後期高齢者医療制度は、必要な改善を行いながら存続していくとされておりますので、今後におきましても、各市町村との一層の連携のもと、被保険者の皆様の信頼に応えることができるように努めてまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とものご指導とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、この場をお借りいたしまして、当広域連合の議員としてご尽力いただき、多大なご指導をいただきました中平富宏様、林竹松様には、心より感謝を申し上げます。

現在、季節の変わり目でございますので、皆様におかれましては、健康にご留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（山根堂宏君） これをもちまして、平成26年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第18回定例会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後2時44分 閉会

資 料

25 高後広第 724 号
平成 26 年 2 月 4 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 山根 堂宏 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成26年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第18回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 4 号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 5 号議案 平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 6 号議案 平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 26 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 18 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関 する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 3 号議案	平成 25 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算	原案可決
第 4 号議案	平成 25 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療特別会計補正予算	原案可決
第 5 号議案	平成 26 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計 予算	原案可決
第 6 号議案	平成 26 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療特別会計予算	原案可決

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

